

定価消費税込一箇年 一六八〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

号外第四十二号

平成十八年

八月一日

火曜日

平成十八年八月一日

七二、七二一

山梨県知事 山本 栄彦

目次

告示

字の名称変更

市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示

告示

山梨県告示第四百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、笛吹市長から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があつた。

平成十八年八月一日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の名称	変更後の字の名称
上芦川	芦川町上芦川
新井原	芦川町新井原
中芦川	芦川町中芦川
鶯宿	芦川町鶯宿

山梨県告示第四百十四号

平成十八年八月一日に東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入したことに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番